

防衛医科大学校達第1号

防衛医科大学校の教育研究業績評価委員会に関する達を次のように定める。

平成15年3月17日

防衛医科大学校長 一ノ渡 尚道

防衛医科大学校の教育研究業績評価委員会に関する達

改正 平成24年4月6日達第1号
平成26年4月1日達第9号
平成28年4月1日達第12号
令和5年6月30日達第3号

(設置)

第1条 防衛医科大学校（以下「大学校」という。）に、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）の諮問機関として教育研究業績評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は学校長の諮問に応じ、大学校自らの自立性に基づき、大学校の教育研究水準の向上を図り、その理念と目標及び社会的使命を達成するため、大学校の教育及び研究の評価システムの確立並びに各教官の教育研究業績評価を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学校長に答申する。

- (1) 評価の基本方針及び実施基準等の策定に関する事項
- (2) 評価の実施及び結果の取りまとめに関する事項
- (3) 評価結果の公表及び教官の教育研究業績改善に関する事項
- (4) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による評価の実施に関する事項
- (5) その他評価に関する必要事項

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 副校長（教育担当）
- (2) 委員
 - ア 医学教育研修センター長
 - イ 医学科の学科目を担当する教官から若干名
 - ウ 医学科の講座を担当する教官から若干名
 - エ 病院の診療科及び中央診療施設として置かれる部又は室の教官から若干名
 - オ 看護学科の講座を担当する教官から若干名
 - カ その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号中、医学教育研修センター長をもって充てる委員以外の委員（次条にお

いて「任期付委員」という。)は学校長が指名する。

(任期付委員の任期)

第5条 任期付委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門部会等)

第9条 委員会に、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

2 専門部会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学教育研修センター事務部において行う。

(雑則)

第11条 この達に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。